

平成 30 年 6 月 27 日

各 位

岐阜県バドミントン協会事務局

全国大会等の参加資格について

このことについて、今年度の全日本社会人選手権大会参加希望者で、公認審判員資格をお持ちでなかったため、参加することができないという事例がありました。

全国大会等は、大会主催者ごとに参加資格を定めた要項を公表しており、「各都道府県バドミントン協会加盟者であること」「(公財)日本バドミントン協会公認審判員の有資格者であること」は必須となっております。

公認審判員資格取得検定会および更新講習会の開催日程は、県協会 HP でお知らせしています。詳しくは、審判委員会へお問い合わせください。